

岩室村

# 生産調整配分率 31.1%

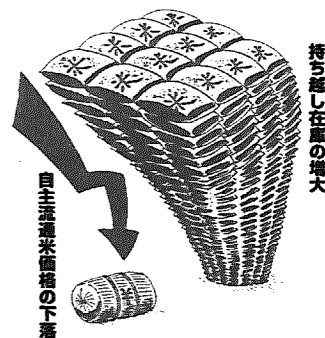
～生産調整目標面積～  
377.68ha

平成十年度緊急生産調整目標面積について

平成十年度緊急生産調整推進対策の生産調整目標面積につきましては、二年間の緊急対策で在庫縮減を図るため、目標面積が強化されました。これまでの対策においては、営農の安定に重点を置いて三カ年間とすることが通年でしたが、新食糧法の下での生産調整が自主流通米の価格安定を目的とする以上、現在低下してきている自主流通米価格を極力早期に回復させるため、対策期間は二年間とする。

(表-1) 岩室村生産調整目標面積及び目標面積配分転作率

区分	一般転作	加工用米生産予定面積		合計
		うるち米	もち米	
配分された面積	313.21ha	46.75ha (8,990袋)	17.72ha (3,108袋)	377.68ha
目標面積配分転作率	25.79%	3.85%	1.46%	31.1%



り、目標面積は過去最高水準に設定されたということです。皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

また、計画出荷目標数量については、昨年と比較すると、うるち米で四四四、二四〇kg(一四、八〇八袋)減、もち米については四五、四八〇kg(一、五一六袋)増となっております。

【目標面積の配分方法及び配分転作率について】

①配分方法については、従来どおり、農業委員会の農家基本台帳面積(平成十年一月一日現在)を基礎として、各農家均等率配分いたしました。(表-1)  
又、生産調整目標面積の配分率については、県が公表した配分率

三〇・五%に対し、本村は三一・一%となっております。これは、国と村では水田面積のとりえ方に相違があり、国は統計情報事務所の水稲作付面積調査及び作況調査のデータを利用し水田面積を設定しております。これを受けて県は、同じ根拠で水田面積を設定しております。しかし、本村では平成十年一月一日の農業委員会の農家基本台帳をベースに設定しているもので、若干の面積の相異が生じることとなり、生産調整配分率に対しても差が生ずることになります。ご理解の程よろしくお願いいたします。

②加工用米「うるち米」については、例年どおり均等率配分とし、「もち米」については希望調査に基づき、圧縮配分いたしました。尚、加工用米生産予定面積については、うるち米一袋(三〇kg)五二㎡、もち米一袋(三〇kg)五七㎡として換算いたします。

③平成八年度、又は、平成九年度にかい廃カウントとされている水田については、引き続き緊急生産調整推進対策においても対象となり、平成九年八月一日以降にかい廃カウントとなった水田についても、もちろん対象となります。

生産調整実施者への「メリット対策」

去る一月三十日、公民館において、「緊急生産調整推進協議会」が開催されました。平成十年度は、過剰となった在庫の縮減、全体需給の不調和を早期に回復するため、緊急的な生産調整が必要というところで対策も変わり、生産調整面積も過去最大規模となりました。

会議では、新たな対策について詳しく説明され、生産調整完全実施者へのメリットも明確にされました。農家の皆さん、このメリットを有効に活用し、新しい水田営農を開拓するため、生産調整の趣旨をご理解いただき、完全実施に向けご協力をお願いします。



下水道本管工事費の一部として、わたしたちが納める負担金の算出方法や具体的な金額についてお聞かせください。

下水道の本管工事は、おおむね40〜50年の定められた区域(認可区域)から始められ、五〜七年の期間で完了することになります。

この認可区域は、事業の進みぐあいにより徐々に拡大されていきます。

受益者負担金(以下負担金)は、この認可区域内の皆さんから負担していただくこととなります。

納める金額は

負担金の決め方にはいろいろ

方法がありますが、「幹線となる下水道管は公費で負担し、末端の下水道管(枝管)の整備費を負担金で賄う」という考え方が多いようです。

この考え方により、土地1平方メートル当たりの負担金(単位負担金)が計算され、受益者の土地の面積に乘じて負担金が決まります。

この単位負担金は、工事費のかなり具合により左右されるため、各市町村で異なります。

また、同じ市町村でも工事の実施時期が異なることにより、負担金の額が変わることもあります。

この額は、ある程度事業が進んだ段階で条例で定められます。

このように負担金は、その人の所有する土地の面積で徴収するのが一般的ですが、最近では、一戸当たりいくらかという一律の金額を

他市町村の例

●表1 単位面積割徴収例

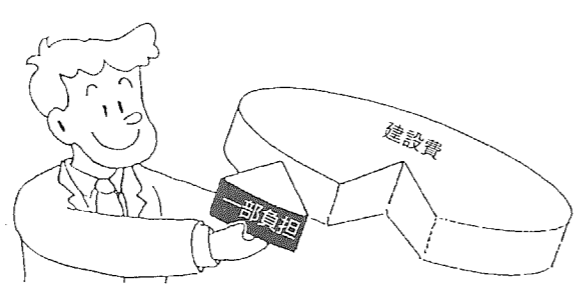
市町村名	単位負担金(円/1㎡)
新潟市	300円
越前町	783円
加茂市	540円
湯沢町	462円

●表2 一戸当たり一律徴収例

市町村名	一戸当たり負担金
川西町	400,000円
川口町	200,000円
中里村	290,000円
山北町	60,000円

●表3 ミックス型徴収例

市町村名	一戸当たり負担金
弥彦村	一戸当たり一律28,000円+建築面積×170円/㎡
与板町	基本額200,000円+土地面積×185円/㎡
大和町	基本額45,000円+土地面積×705円/㎡
広神村	便器設備のある建物、定額50,000円+便器1個当たり10,000円加算 便器設備のない建物、定額50,000円+建築面積×70円/㎡



徴収している市町村やミックス型の市町村が増えてきているようです。(表参照)

いつから納めるのか

下水道が使える段階になると、事前に処理を開始する日をお知らせします。

県内で供用開始している市町村では、処理開始日もしくはその一〜二年前に徴収しているようです。なお、一度に全部を納めることが難しい場合には、三〜五年の分割納入もできます。

また、負担金の徴収猶予や減免措置などの制度も、多くの市町村で定められています。

先月と今月の二回にわたり、「受益者負担金制度」についてお知らせしましたが、下水道事業を推進するためには欠くことのできない制度です。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

あなたの建物は安全ですか? ■建築物防災相談所開設

建築物 3/1 ~ 3/7 防災週間

「地震に強い建築物となるように、耐震改修を進めることは、災害防止への第一歩です。」

<とき> 3月2日(月)~6日(金)  
<ところ> 巻土木事務所 ☎72-0981